

令和8年2月 10 日
事務連絡

関係各位

家畜改良センター兵庫牧場
業務課長(飼養衛生管理者)

家畜改良センター兵庫牧場への入出場に係る留意事項等

家畜改良センター兵庫牧場では、当牧場で飼育している国産鶏を高病原性鳥インフルエンザ等の鶏の伝染性疾病から守るため、原則として、外部の者の立入を禁止しています。ただし、業務上必要と判断される場合は、下記1を満たしている場合に限り、入場を許可しています。ただし、この場合、下記2及び3を順守していただく必要があります。

本趣旨にご理解の上、入場予定日の少なくとも1週間前に、誓約書(別紙)に署名の上、当場の担当職員までメール又はファックスにて提出ください。

内容精査の上、問題ないと判断される場合、入場を許可します。不明な点等があれば、担当職員までお問合せください。ご協力方よろしく申し上げます。

記

1 入場する者は、以下のいずれにも該当しないこと

- (1) 鳥類を飼育している
- (2) 鳥類関連施設に勤務している
- (3) 過去3日以内(※1)に鳥類以外の家畜等(家畜の死体、排泄物等を含む。)に接触した
- (4) 過去一週間以内(※1)に家きんの検査、診断、衛生・防疫措置に従事した
- (5) 過去一週間以内(※1)に鳥類(死体、排泄物等を含む。)に接触した
- (6) 過去一週間以内(※1)に鳥類関連施設に立ち入った
- (7) 過去一週間以内(※2)に海外から入国し、又は帰国した
- (8) 入場予定日の二ヶ月以内(※2)に海外で使用した衣服や靴を、入場時に着用した

※1当日は含まない

※2帰国日は含まない

2 入場に際して順守すべき事項等

(1) 庁舎以外の場所に立ち入らない場合(車両による入場を必要としない場合)

- ① 正門に到着後、携帯電話又は正門荷物受渡場所の内線電話から、牧場の担当職員に連絡してください。担当職員が正門まで迎えに出向きます。
- ② 入場時は、牧場の担当職員の指示に従って、靴を消毒マットで消毒した後、靴を脱ぎ、右手ロッカー内の来場者用長靴を着用してください。靴は、来場者用長靴の入っていたロッカーの下段に収容してください。

③ 来場者用長靴の鞋底、衣服、手指を消毒した後、牧場の担当職員とともに、直接、庁舎へ向かってください。

④ 出場時も、牧場の担当職員の指示に従って、上記と同様の手順で消毒等を実施します。

(2) 庁舎以外の場所に立入る場合(車両による入場を必要としない場合)

上記(1)①及び②の後、正門の更衣室で場内用服、場内用長靴を着用し、手指等の消毒を行った後、場内の作業エリアに向かってください。入場中は、牧場の職員の指示等に従ってください。

(3) 車両で入場する場合

車両による入場は、原則、禁止しています。ただし、資材の搬入等業務上やむを得ない場合に限り、車両での入出場を許可します。この場合、西門から入場することになります。西門更衣室で場内用服、場内用長靴を着用し、手指等を消毒した上で、車両を消毒する必要があります。手順等が正門から入出場する場合と大幅に異なるため、事前にその旨を申し出、牧場の担当職員の指示に従ってください。

3 退場に際して順守すべき事項

牧場内から牧場外に家きんの伝染性疾病等の病原体が拡散することを防止するため、退場する場合は、入場する場合に準じて、牧場の担当職員の指示に従って、更衣、靴の履き替え、衣服・靴・手指等の消毒を行う等必要な措置を講じるよう努めてください。

4 留意事項

(1) 入場中は、鶏舎地区への立入は禁止しています。ただし、業務上やむを得ない場合(緊急を要する修理・工事等)に限り、条件付きで立入を許可しますので、事前にその旨を申し出、担当職員の指示に従ってください。

(2) 出入場の際及び入場中は、許可された地区以外に立入ることはできません。当該職員の指示に従って行動してください。指示に従わない場合は退場していただくこともあります。

(3) 国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合等鶏の伝染病が兵庫牧場に侵入するリスクが高い場合は、場内への入場を制限する場合があります。

(4) 物品等の持ち込みは必要最低限とし、清掃・消毒をしてください。

(5) 安全保守上専用の作業服の着用が必要な場合は、洗濯後未使用物にしてください。

(6) 来場時に健康状態の異常(下痢、嘔吐、発熱、黄疸等)について申告してください。体調不良者は、原則として牧場内への立入りできません。また、体温測定をお願いする場合があります。

(7) 誓約書(別添の別紙)の裏面に記載の「来場者のみなさまへ」に記載の一般衛生管理事項を遵守してください。

連絡先:家畜改良センター兵庫牧場

〒679-4017兵庫県たつの市揖西町土師954-1

電話:0791-66-0801

ファックス:0791-66-0803

(別紙)
年 月 日

入場許可に係る誓約書

家畜改良センター兵庫牧場長 殿

家畜改良センター兵庫牧場に入場するに当たり、以下のとおり、誓約します。

記

- 1 入場予定年月日及び時間:
- 2 入場の目的:
- 3 作業内容:
- 4 作業場所:
- 5 作業車両での入出場の有無:
- 6 資機材等の物品の持ち込みの有無(持ち込む場合は持ち込み物品を記載):
- 7 誓約事項:
 - (1) 私は、以下のいずれにも該当しないことを誓約します。
 - ① 鳥類を飼育している
 - ② 鳥類関連施設に勤務している
 - ③ 過去3日以内(※1)に鳥類以外の家畜等(家畜の死体、排泄物等を含む。)に接触した
 - ④ 入場予定日の1週間以内(※1)に家きんの検査、診断、衛生・防疫措置に従事した
 - ⑤ 入場予定日の1週間以内(※1)に鳥類(死体、排泄物等を含む。)に接触した
 - ⑥ 入場予定日の1週間以内(※1)に鳥類関連施設に立ち入った
 - ⑦ 入場予定日の1週間以内(※2)に海外から入国し、又は帰国した
 - ⑧ 入場予定日の2ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴を、入場時に着用する※1当日は含まない ※2帰国日は含まない
 - (2)私は、兵庫牧場の入出場に係る留意事項を十分に理解し、兵庫牧場の指示に従います。
 - (3)私は、健康状態の異常(下痢、嘔吐、発熱、黄疸等)がある場合は兵庫牧場に申し、兵庫牧場の指示に従います。

会社名:

住 所:

TEL:

FAX:

メールアドレス:

氏 名:

注1:誓約書は、原則として、入場許可を希望する者毎に記載してください。

注2:上記事項に変更が生じた場合には速やかに牧場職員に連絡してください。

来場者のみなさまへ(裏)

家畜改良センター兵庫牧場に御来場されるみなさまは、以下のルールを守っていただきますようお願いいたします。合理的な配慮が必要な場合は、事前に担当者に御相談ください。御協力をよろしくお願いいたします。

- 物品の持込み
業務に必要な物品以外、持ち込まないでください。
- 清潔の維持
清潔な状態で来場し、必要に応じて手順に従った手洗い・消毒を行い、清潔な状態を維持してください。
- 喫煙、飲食
指定の場所以外で喫煙及び飲食をすることはできません。昼食は車内等の業務中に触らない場所に保管してください。必要に応じて担当者に御相談ください。
- トイレ
どのトイレを利用してよいか、担当者に御確認ください。
- ゴミ
原則として、すべてお持ち帰りください。
- その他
たん、つばはティッシュペーパー等に包んでゴミ箱に廃棄し、せきやくしゃみは他者にかからないようご配慮ください。

理由なく上記のルールを守らない場合は、速やかに御退場いただき、原状復帰等の弁償を請求する場合があります。

注：本紙の内容は、入場許可を希望する全員に周知してください。